

参考 9－2－1 水源地域対策特別措置法の概要

(1) 法律の仕組み

水特法は、昭和48年10月に成立し、49年4月から施行されているが、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する水源地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、併せてダム貯水池及び湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その整備を推進する等、特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的（水特法第1条）としている。

その適用対象は国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構が建設するダム（相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するもの）並びに湖沼水位調節施設（湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能又は生活環境に著しい影響が及び、かつ、2以上の都府県が著しい利益を受けるもの）であり、政令で指定することとなっている（水特法第2条）。なお、水特法の適用対象となるダムの水没規模は、水没住宅数が20戸、または水没農地面積が20ha以上（北海道については60ha以上）である。

また、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部または一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができる（水特法第3条）としており、この水源地域の公示があったときは、都道府県知事は、遅延なく水源地域整備計画の案を策定し、これをダム等の所管行政機関の長を通じて国土交通大臣に提出しなければならない。これを受けた国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議して水源地域整備計画を決定し、公示することとなっている（水特法第4条）。

水源地域整備計画には、水特法第5条及びその施行令に定められた各種事業のうちからダム等の建設による影響を緩和するために必要な事業が定められ、国庫補助事業の採択要件に合致する事業については、その優先的な採択等により水源地域の計画的かつ集中的な整備が図られる（水特法第5、6、7条）。

また、水没住宅数や水没農地面積が特に多い指定ダム（水没住宅数が150戸以上または水没農地面積が150ha以上であるもの。また、2以上の都府県が著しい利益を受けるダムについては、それぞれ、その1/2以上であるもの。）及び湖沼水位調節施設に係る整備事業については、その一部の事業の国庫補助率を高上げる措置が講じられている（水特法第9条）。

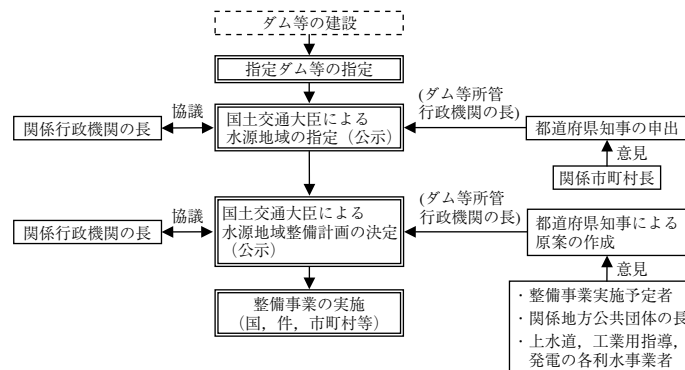
これらの整備事業の実施に要する経費のうち、地元地方公共団体の負担分については、受益者と協議して、その経費の一部を受益者に負担させることができることになっている。この負担調整は、一義的には当事者間の協議に委ねられているが、必要があれば申出に基づいて国があっせんを行うことができる（水特法第12条）。

また、水源地域の活性化を図るために、水源地域の活性化に資する事業（製造業及び旅館業）を行う者について、その事業に係る償却資産や家屋、または土地に対する固定資産税に係る不均一課税をした場合は、3箇年間その減収額に対して地方交付税により補填することができることとなっている（水特法第13条）。

(2) 整備計画決定までの手順（法第2、3、4条関係）

整備事業の実施に至るプロセスは、ダム指定、水源地域の指定、水源地域整備計画の決定という3つの段階に分けられる。ダム指定の時期としては、当該ダムの建設が確実になっていることを原則とし、地元地方公共団体等の意向を十分確認した上で判断することとしている。

水源地域指定と水源地域整備計画決定の時期としては、補償交渉の進捗等を勘案しつつ、できるだけ早期に決定することとしている。また、整備事業については、原則としてダム等の建設が完了するまでに完成するよう十分に配慮しているが、ダム工事の仮施設跡地等を活用して事業を行う場合等特別な事情がある場合には弾力的に運用している。



(3) 法第12条に基づく負担調整

ダム等の建設に当たっては、水源地域の犠牲感を除去し、上下流間の協力関係を確立することが極めて重要である。このため、「受益者の水源地域訪問による協力依頼」、「上下流交流事業の実施」、「水源地域対策基金の設立による生活再建対策や地域振興事業の実施」等様々な対策がとられている。水源地域整備計画の地元負担分について下流受益者が応分の負担を行うことは、上下流間の協力関係が形成される有効な方策の一つである。

水特法は、地方公共団体間の負担転嫁が一般に禁止されていることに対する例外規定として、第12条に整備事業の実施に要する経費についての負担調整に関する規定を設けている。

その負担調整の手法等については、ダム等の建設目的、関係地方公共団体の財政事情等により異なるが、これまでの事例についてみると、調整対象額としては地元地方公共団体の通常投資額、整備事業の内容等を勘案して決めている例が多い。また、負担者としては都市用水の利水者、発電に加え、治水、かんがいの受益者が負担している例も増えてきている。負担の割合については、ダム等の建設費の負担割合を基準としている例が大半である。

参考 9—2—2 水源地域整備計画で実施しうる事業

指定ダムに係る整備事業	指定湖沼水位調節施設に係る整備事業
(1) 土地改良事業＊ (2) 治山事業＊ (3) 治水事業＊ (4) 道路の整備に関する事業＊ (5) 簡易水道の整備に関する事業＊ (6) 下水道の整備に関する事業 (7) 義務教育施設の整備に関する事業＊ (8) 診療所の整備に関する事業＊ (9) 宅地造成の事業 (10) 公営住宅の整備に関する事業 (11) 林道の整備に関する事業 (12) 造林の事業 (13) 農業（畜産業を含む）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設の整備に関する事業 (14) 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業 (15) 公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業 (16) スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業 (17) 保育所、児童館又は児童遊園の整備に関する事業 (18) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に関する事業 (19) 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第5条の2第3項又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の2第3項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設の整備に関する事業 (20) 有線放送電話業務の用に供する施設又は無線電話の整備に関する事業 (21) 消防施設の整備に関する事業 (22) 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業 (23) し尿処理施設の整備に関する事業 (24) ごみ処理施設の整備に関する事業	(1) 土地改良事業＊ (2) 河川の整備に関する事業＊ (3) 下水道の整備に関する事業 (4) 漁港の整備に関する事業 (5) 水産資源の保護培養又は開発のための事業 (6) 水産物の流通の施設の整備に関する事業 (7) 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業 (8) 簡易水道の整備に関する事業 (9) 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業 (10) し尿処理施設の整備に関する事業 (11) ごみ処理施設の整備に関する事業

＊は水特法第9条による補助率嵩上げ対象事業
●(18)「又は・・・」以下は高齢者生活福祉センターを表す
●(19) は地域福祉センターを表す

参考 9－2－3 水特法第 9 条に基づく国の負担又は補助の特例

①ダム

事業の区分	昭和59年度迄の指定ダム		昭和60年度の指定ダム		昭和61年度～平成4年度の指定ダム		平成5年度以降の指定ダム	
	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業（水特法施行令第4条第1項に規定する事業）	45/100～ 65/100	+ 5/100	45/100～ 60/100	+ 5/100	45/100～ 55/100	+ 5/100	45/100～ 50/100	+ 5/100
森林法第41条第3項に規定する保安施設事業（水特法施行令第4条第2項に規定するものを除く。）	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 * 1 (6/10)
河川法第4条第1項に規定する一級河川の改良工事（水特法施行令第4条第3項に規定するものを除く。）	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 * 2 (4.5/10)
河川法第5条第1項に規定する二級河川の改良工事（水特法施行令第4条第4項に規定するものを除く。）	1/2	2/3	1/2	6/10	1/2	5.5/10	1/2	5.5/10
砂防法第1条に規定する砂防工事	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 * 3 (6/10)
道路法第3条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道の新設又は改築（水特法施行令第4条第5項に規定するものを除く。）	2/3	3/4	6/10	2/3 (雪寒道路 3/4)	5.5/10	6/10 (雪寒道路 2/3)	1/2	5.5/10 (雪寒道路 2/3, 地域高規格 6/10)
水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	1/4～ 4/10	4/10	1/4～ 4/10	4/10	1/4～ 4/10	4/10	1/4～ 4/10	4/10
義務教育諸学校施設費国庫負担法第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	1/2	2/3	1/2	6/10	1/2	5.5/10	1/2	5.5/10
医療法第1条の5第2項に規定する診療所の新設又は改築	0	1/2	0	1/2	0	1/2	0	1/2

（注） * 1 森林法施行令第5条の2第2項口に規定する事業

* 2 小規模河川改修事業で従来の1種に相当するもの（通常補助率 4/10）

* 3 火山砂防に関する事業（* 1・2・3とも水特法施行令第6条参照のこと）

・「通常の補助率」は、特例の補助率の（）以外に対するもののみ記載

②湖沼水位調節施設

事業の区分	昭和59年度迄		昭和60年度		昭和61年度～平成4年度		平成5年度以降	
	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	40/100 ～ 50/100	+5/100	40/100 ～ 50/100	+5/100 *1	40/100 ～ 50/100	+5/100, *1	40/100 ～ 50/100	+5/100 *1
河川法第4条第1項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	2/3	3/4 (7/10)	6/10	2/3 (6.5/10)	5.5/10	6/10 (6/10)	1/2	5.5/10 *2 (4.5/10)

（注）*1 1/2以内

*2 小規模河川改修事業で従来の1種に相当するもの（通常補助率 4/10）（水特法施行令第6条参照のこと）

・「通常の補助率」は、特例の補助率の（ ）以外に対するもののみ記載

参考 9－2－4 水源地域の活性化のための税制等の措置（水源地域対策特別措置法第13条, 第14条関係）

水源地域は、元来過疎化・高齢化の進展した中山間地域であることに加えて、近年では、ダム建設に伴う水没を契機として下流市町村へ流出する家屋が増加するなど、水源地域の過疎化に拍車が掛かるケースがよく見受けられる。

このため、水源地域市町村では、雇用の場の確保による定住施策の推進や社会基盤の整備による地域の活性化の推進が重要な課題となっている。

このような背景を受け、水源地域における水没事業者（製造業及び旅館業）の再建を支援するとともに外部からの企業誘致を促進し、もって水源地域の活性化に資するために「固定資産税の不均一課税に伴う措置」（水特法第13条）が設けられるとともに、水特法第14条の規定を受けて、「所得税、法人税の特別償却制度」が創設されている。

1. 固定資産税の不均一課税に伴う措置（平成7年度創設）

水源地域内に立地する製造業及び旅館業について、水源地域市町村が当該事業の用に供する設備を新增設した者について、その新增設した家屋及び償却資産並びにその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税を行った場合、その減収額について3箇年間で地方交付税により補填するものである。

(1) 対象市町村

水源地域に係る市町村であって、水源地域の公示の日の属する年度前3年度内の各年度に係る基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの1/3の数値が0.72に満たない市町村。

(2) 対象業種

製造業及び旅館業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業）

(3) 適用期間

平成4年4月1日以後に行われた水源地域の公示の日（その日が平成7年4月1日前である場合には同日。）から、平成19年3月31日までの期間内（当該期間内に指定ダム等の供用開始日が到来する場合には、公示日から当該供用開始日までの期間内。）。

(4) 対象となる設備の要件

製造業にあつては、一の生産設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計が3,000万円を超えるもの。

旅館業にあつては、建物及びその附属設備の取得価額の合計が3,000万円を超えるもの。

2. 所得税、法人税の特別償却制度（平成9年度創設）

水源地域内において製造業用の機械及び装置、建物等並びに旅館業用の建物等を新增設した者に対して、所得税、法人税の特別償却を認めるものである。

(1) 対象地域

平成4年4月1日以後に指定された水特法第3条の水源地域。

(2) 対象となる資産

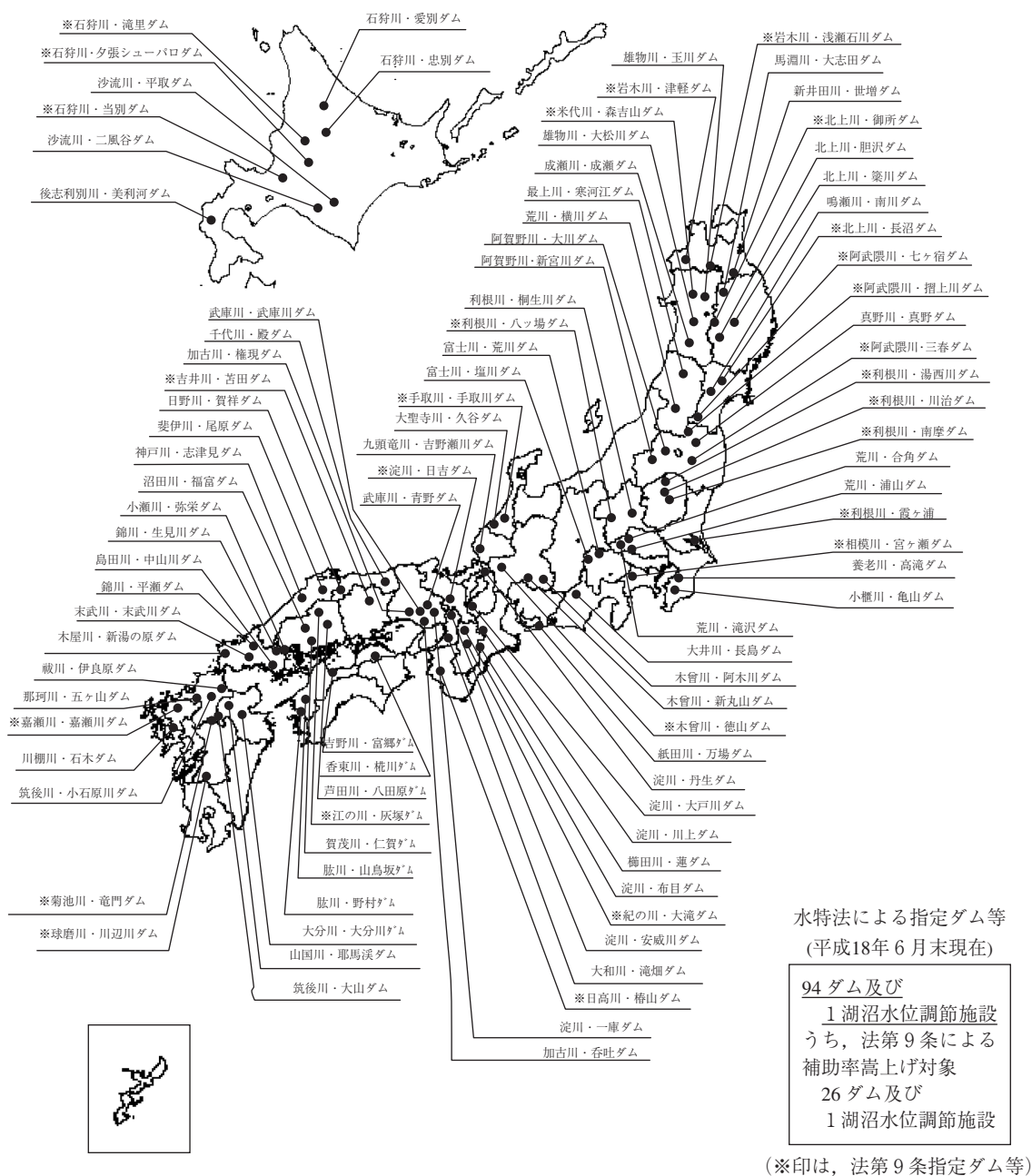
対象地域内において新增設される製造の事業の用に供する機械及び装置並びに工場用建物等及び旅館業用建物等（一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計が2,500万円を超えるもの。）

(3) 適用期間

水源地域の公示の日（その日が平成9年4月1日前である場合は同日。）から平成19年3月31日（同日前に指定ダム等の供用開始日が到来した場合には、当該供用開始日。）までの期間。

(4) 特別償却率

機械及び装置 11% 建物及びその附属設備 7%



参考 9－2－5 水源地域対策特別措置法に基づく指定ダム等位置図

参考 9－2－6 水源地域対策特別措置法に基づく指定ダム等の概要

番号	ダム等の 名 称	水系河川名	事業主体	ダム等の 所在道府 県	水没地区所在市町村	水 没 総面積 (ha)	水没 戸数 (戸)	水没農 地面積 (ha)	ダム 等 の 指定年月日	水 源 地 域 指定年月日	整 備 計 画 決定年月日
* 1	とう べつ 当 別	いしかりがわすいけいとうべつがわ 石狩川水系当別川	北 海 道	北 海 道	当別町	670	54	350	H 9.3.19	H 16.5.18	H 16.6.14
* 2	ゆう ばり タ シューバロ	いしかりがわすいけいゆうばりがわ 石狩川水系タ張川	国土交通省 農林水産省	北 海 道	夕張市	1,510	289	119	H 9.3.19	—	—
* 3	たき さと 滝 里	いしかりがわすいけいさち がわ 石狩川水系空知川	国土交通省	北 海 道	芦別市，富良野市，中 富良野町	755	136	292	S 62.3.20	S 62.11.24	S 63.1.19
4	ちゆう べつ 忠 別	いしかりがわすいけいちゆうべつがわ 石狩川水系忠別川	国土交通省	北 海 道	美瑛町，東神楽町，東 川町	426	26	104	S 61.3.18	H 元 . 2.7	H 元 . 3.17
5	あい べつ 愛 別	いしかりがわすいけいあいべつがわ 石狩川水系愛別川	北 海 道	北 海 道	愛別町	100	15	63	S 55.4.11	S 56.3.6	S 56.3.27
6	び り か 美 利 河	いしかりがわすいけいりべし 後 志利別川水系後 志 利別川	国土交通省	北 海 道	今金町	185	64	40	S 55.4.11	S 56.3.6	S 56.3.27
7	に ぶ たに 二 風 谷	さる がわすいけいさる がわ 沙流川水系沙流川	国土交通省	北 海 道	平取町	571	9	119	S 60.3.19	S 60.10.31	S 61.1.29
8	びら とり 平 取	さる がわすいけいびらとりがわ 沙流川水系額平川	国土交通省	北 海 道	平取町	463	17	114	S 60.3.19	S 60.10.31	S 61.1.29
* 9	つ がる 津 軽	いわ き がわすいけいいわ き がわ 岩木川水系岩木川	国土交通省	青 森 県	西日屋村	368	177	57	H 5.12.27	H 11.2.22	H 11.3.24
* 10	あ せ い し がわ 浅瀬石川	いわ き がわすいけいあ せ い し がわ 岩木川水系浅瀬石川	国土交通省	青 森 県	黒石市，平川市	222	201	59	S 49.7.20	S 50.2.17	S 50.3.10
11	おお し だ 大 志 田	ま ぶちがわすいけいひらぬかかわ 馬淵川水系平糠川	農林水産省	岩 手 県	一戸町	120	14	46	H 7.3.17	H 11.2.22	H 11.3.24
12	よ せ まさ 世 増	にい だ がわすいけいに い だ がわ 新井田川水系新井田川	農林水産省	青 森 県	八戸市（青森県），軽 米町（岩手県）	202	71	59	S 52.3.23	H 3.2.8	H 3.3.20
* 13	なが ぬま 長 沼	きたかみがわすいけいひさぎかわ 北上川水系迫川	宮 城 県	宮 城 県	登米市，栗原市	220	95	165	S 56.6.2	S 60.3.1	S 60.3.27
14	い さわ 胆 沢	きたかみがわすいけい い さわがわ 北上川水系胆沢川	国土交通省	岩 手 県	奥州市	367	42	14	H 2.3.26	H 5.2.19	H 5.3.26 H 13.3.28 一部変更
15	やな かわ 築 がわ川	きたかみがわすいけいやなかわ 北上川水系築川	岩 手 県	岩 手 県	盛岡市	110	25	10	H 5.12.27	H 10.3.6	H 10.3.31
* 16	ご しょ 御 所	きたかみがわすいけいしづくいしがわ 北上川水系雫石川	国土交通省	岩 手 県	盛岡市，雫石町	640	440	390	S 49.7.20	S 50.2.17	S 50.3.10
17	みなみ かわ 南 川	なる せ がわすいけいよし だ がわ 鳴瀬川水系吉田川	宮 城 県	宮 城 県	大和町	90	28	40	S 54.4.17	S 56.3.6	S 56.3.27
* 18	しち が しょく 七 ケ 宿	あ ぶくまがわすいけいしちがわ 阿武隈川水系白石川	国土交通省	宮 城 県	七ヶ宿町	410	159	120	S 53.3.28	S 54.10.25	S 54.12.3
* 19	すり かわ 摺 上 川	あ ぶくまがわすいけいすりかみかわ 阿武隈川水系摺上川	国土交通省	福 島 県	福島市	456	178	68	S 61.3.18	H 2.11.5	H 2.12.18
* 20	はる 春 三 春	あ ぶくまがわすいけいおたき ね かわ 阿武隈川水系大滝根川	国土交通省	福 島 県	三春町	300	118	155	S 55.4.11	S 57.3.10	S 57.3.27
* 21	もり よし ぎん 森 吉 山	よねしろがわすいけいしろうまたかわ 米代川水系小又川	国土交通省	秋 田 県	北秋田市	360	141	160	S 63.3.1	H 4.1.27	H 4.3.16
22	たま ぎわ 玉 川	お ものがわすいけいたまがわ 雄物川水系玉川	国土交通省	秋 田 県	仙北市	830	118	123	S 52.3.23	S 54.1.29	S 54.3.22
23	おお まつ かわ 大 松 川	お ものがわすいけいまつかわ 雄物川水系松川	秋 田 県	秋 田 県	横手市	121	44	22	S 60.3.19	S 60.10.31	S 61.1.29
24	なる せ 成 瀬	お ものがわすいけいなる せ かわ 雄物川水系成瀬川	国土交通省	秋 田 県	東成瀬村	235	—	20	H 14.5.7	—	—
25	さ ぎ え 寒 河 江	も がみがわすいけい さ ぎ え がわ 最上川水系寒河江川	国土交通省	山 形 県	西川町	340	105	55	S 52.3.23	S 54.1.29	S 54.3.22
26	ま きの 真 野	ま の がわすいけい ま の がわ 真野川水系真野川	福 島 県	福 島 県	飯館村	191	60	73	S 54.4.17	S 55.3.1	S 55.3.25
* 27	かわ じ 川 治	と ね がわすいけい き ね がわ 利根川水系鬼怒川	国土交通省	栃 木 県	日光市	192	75	8	S 49.7.20	S 50.6.21	S 50.11.13
* 28	にし がわ 湯 西 川	と ね がわすいけい にし がわ 利根川水系湯西川	国土交通省	栃 木 県	日光市	286	85	11	S 61.3.18	H 9.11.17	H 10.1.30
* 29	なん ま 南 摩	と ね がわすいけいなん ま がわ 利根川水系南摩川	水資源機構	栃 木 県	鹿沼市	196	76	50	H 10.9.17	H 17.2.10	H 17.3.17
30	き りゅう かわ 桐 生 川	と ね がわすいけい き りゅう がわ 利根川水系桐生川	群 馬 県	群 馬 県	桐生市	62	59	13	S 49.7.20	S 54.1.29	S 54.3.22
* 31	や ん ば 八 ツ 場	と ね がわすいけいあがつまがわ 利根川水系吾妻川	国土交通省	群 馬 県	長野原町	316	340	48	S 61.3.18	H 7.9.29	H 7.11.28 H 12.2.10 一部変更
32	かめ やま 亀 山	お びつかわすいけい お びつかわ 小櫃川水系小櫃川	千 葉 県	千 葉 県	君津市	159	38	62	S 49.7.20	S 51.11.13	S 51.12.21
33	たか たき 高 滝	ようろうがわすいけいようろうがわ 養老川水系養老川	千 葉 県	千 葉 県	市原市	186	108	108	S 53.3.28	S 55.3.1	S 55.3.25

番号	ダム等の 名 称	水系河川名	事業主体	ダム等の 所在道府 県	水没地区所在市町村	水 没 総面積 (ha)	水没 戸数 (戸)	水没農 地面積 (ha)	ダム 等 の 指定年月日	水 源 地 域 指定年月日	整 備 計 画 決定年月日
34	かっ 合 角	あらかわすいけいし だ がわ 荒川水系吉田川	埼 玉 県	埼 玉 県	秩父市, 小鹿野町	63	72	17	S 54.4.17	S 62.2.25	S 62.3.27
35	うら 浦 山	あらかわすいけいうらまがわ 荒川水系浦山川	水資源機構	埼 玉 県	秩父市	151	50	2	S 53.3.28	S 63.2.13	S 63.3.16
36	たき 滝 沢	あらかわすいけいなかつ がわ 荒川水系中津川	水資源機構	埼 玉 県	秩父市	236	70	30	S 52.3.23	H 元 . 2.7	H 元 . 3.17
*37	みや 宮 ケ 瀬	さ がみがわすいけいなかつ がわ 相模川水系中津川	国土交通省	神奈川県	清川村, 相模原市, 愛 川町	490	300	19	S 52.3.23	S 55.3.1	S 55.3.25
38	よこ 横 川	あらかわすいけいよこかわ 荒川水系横川	国土交通省	山 形 県	小国町	170	38	36	H 3.2.5	H 7.3.3	H 7.3.28
39	しん 新 宮 川	あ が の がわすいけいあ が の がわ 阿賀野川水系宮川	農林水産省	福 島 県	会津美里町	89	58	8	S 55.4.11	S 57.3.10	S 57.3.27
40	おお 大 川	あ が の がわすいけいあ が の がわ 阿賀野川水系阿賀野川	国土交通省	福 島 県	会津若松市, 下郷町	231	49	37	S 52.3.23	S 52.8.10	S 52.9.27
*41	て 手 取 川	て どり がわすいけい て どり がわ 手取川水系手取川	国土交通省	石 川 県	白山市	525	330	33	S 49.7.20	S 50.2.17	S 50.3.10
42	く 九 谷	だいしょう じ がわすいけいだいしょう じ 大聖寺川水系大聖寺 川	石 川 県	石 川 県	加賀市	121	73	38	S 61.3.18	H 元 . 2.7	H 元 . 3.17
43	あら 荒 川	ふ じ がわすいけいあらかわ 富士川水系荒川	山 梨 県	山 梨 県	甲府市	41	31	14	S 52.3.23	S 55.3.1	S 55.3.25
44	しお 塩 川	ふ じ がわすいけいしおかわ 富士川水系塩川	山 梨 県	山 梨 県	北杜市	43	36	11	S 57.12.28	S 62.9.17	S 63.1.12
45	なが 長 島	おお い がわすいけいおお い がわ 大井川水系大井川	国土交通省	静 岡 県	静岡市, 川根本町	203	39	15	S 54.4.17	S 56.3.6	S 56.3.27
46	ばん 万 場	かみ た がわすいけいばん ば かわ 紙田川水系磐馬川	農林水産省	愛 知 県	豊橋市	50	—	38	S 56.6.2	S 57.3.10	S 57.3.27
47	しん 新 丸 山	き そ がわすいけいき そ がわ 木曾川水系木曾川	国土交通省	岐 阜 県	八尾津町, 御嵩町, 恵 那市, 瑞浪市	132	32	3	H 2.3.26	H 5.11.10	H 6.1.21 H 14.3.18 一部変更
*48	とく 徳 山	き そ がわすいけいとい げ がわ 木曾川水系揖斐川	水資源機構	岐 阜 県	揖斐川町	1,520	511	134	S 52.3.23	S 59.2.10	S 59.3.27
49	あ 阿 木 川	き そ がわすいけいあ ぎ がわ 木曾川水系阿木川	水資源機構	岐 阜 県	恵那市, 中津川市	178	30	27	S 49.7.20	S 53.2.8	S 53.3.25 H 元 . 3.24 一部変更
50	はち 蓮 川	くし だ かわすいけいはちすかわ 櫛田川水系 蓮 川	国土交通省	三 重 県	松阪市	147	65	9	S 53.3.28	S 54.10.25	S 54.12.3
51	ひと 一 庫	よどがわすいけいひとくらかわ 淀川水系一庫川	水資源機構	兵 庫 県	川西市, 猪名川町 (兵 庫県) 豊能町, 能勢町 (大阪 府)	149	32	17	S 49.7.20	S 50.6.21	S 50.11.13
52	あ 安 威 川	よどがわすいけいあ い がわ 淀川水系安威川	大 阪 府	大 阪 府	茨木市	107	49	36	H 5.1.22	H 12.4.28	H 12.9.13
*53	ひ 日 吉	よどがわすいけいひかつらがわ 淀川水系桂 川	水資源機構	京 都 府	京都市, 南丹市	274	188	94	S 56.6.2	S 58.12.6	S 59.3.5
54	ぬの 布 目	よどがわすいけいぬの め かわ 淀川水系布目川	水資源機構	奈 良 県	奈良市, 山添村	95	48	36	S 55.4.11	S 56.3.6	S 56.3.27
55	かわ 川 上	よどがわすいけいあまふか せ がわ 淀川水系前深瀬川	水資源機構	三 重 県	伊賀市	110	38	25	H 5.1.22	H 9.2.27	H 9.3.31
56	だい 大 戸 川	よどがわすいけいだい どの がわ 淀川水系大戸川	国土交通省	滋 賀 県	大津市, 栗東市, 甲賀 市	148	55	37	H 2.3.26	H 13.3.9	H 13.7.31
57	に 丹 生	よどがわすいけいだかときかわ 淀川水系高時川 H 5.1.22 名称変更 (旧高時川)	水資源機構	滋 賀 県	余呉町	456	40	24	H 2.3.26	H 7.3.3	H 7.8.3
58	たき 滝 畑	やま と かわすいけいししかわ 大和川水系石川	大 阪 府	大 阪 府	河内長野市	53	80	20	S 49.7.20	S 50.6.21	S 50.11.13
59	む 武 庫 川	む こ がわすいけいむ こ がわ 武庫川水系武庫川	兵 庫 県	兵 庫 県	宝塚市, 西宮市	54	28	—	H 7.3.17	—	—
60	あお 青 の 野	む こ がわすいけいあお の がわ 武庫川水系青野川	兵 庫 県	兵 庫 県	三田市	247	86	143	S 49.7.20	S 53.10.5	S 53.11.22
61	こん 権 現	か こ がわすいけいこんげんかわ 加古川水系権現川	兵 庫 県	兵 庫 県	加古川市	123	33	48	S 49.7.20	S 52.8.10	S 52.9.27
62	しん 呑 吐	か こ がわすいけいやま だ がわ 加古川水系山田川	農林水産省	兵 庫 県	神戸市, 三木市	95	32	25	S 49.7.20	S 51.11.3	S 51.12.21
*63	おお 大 滝	き の かわすいけいき の かわ 紀の川水系紀の川	国土交通省	奈 良 県	川上村	240	399	8	S 49.7.20	S 54.1.29	S 54.3.22
*64	つば 椿 山	ひ たがわすいけいひ たがわ 日高川水系日高川	和 歌 山 県	和歌山県	田辺市, 日高川町	179	165	56	S 54.4.17	S 55.3.1	S 55.3.25
65	とし 吉野瀬川	く ずりめがわすいけいとし の せ がわ 九頭竜川水系吉野瀬川	福 井 県	福 井 県	越前市	55	38	7	H 5.12.27	H 18.2.27	H 18.3.27
66	との 殿	せんだいがわすいけいよくらがわ 千代川水系 袋 川	国土交通省	鳥 取 県	鳥取市	64	22	21	H 5.12.27	H 11.2.22	H 11.3.24

番号	ダム等の名	水系河川名	事業主体	ダム等の所在道府県	水没地区所在市町村	水没総面積 (ha)	水没戸数 (戸)	水没農地面積 (ha)	ダム等の指定年月日	水源地域指定年月日	整備計画決定年月日
67	賀 祥	ひ の がわすいけいほしょうじかわ 日野川水系勝寺川	鳥 取 県	鳥 取 県	南部町	51	38	25	S 49.7.20	S 50.6.21	S 50.11.13
68	尾 原	ひ い がわすいけいりい い がわ 斐伊川水系斐伊川	国土交通省	鳥 根 県	雲南市, 奥出雲町	230	66	74	H 5.12.27	H 8.2.29	H 8.3.29
69	志 津 見	かん ど がわすいけいよん ど がわ 神戸川水系神戸川	国土交通省	鳥 根 県	飯南町	257	78	60	S 62.3.20	H 3.2.8	H 3.3.12
*70	灰 塚	ごう の がわすいけいじよう げ がわ 江の川水系上下川	国土交通省	広 島 県	三次市, 庄原市	414	256	177	H 2.3.26	H 4.1.27	H 4.3.16
*71	とま 苦 田	よし い がわすいけいよし い がわ 吉井川水系吉井川	国土交通省	岡 山 県	鏡野町	330	470	155	S 57.3.12	H 7.9.29	H 7.11.28
72	はっ た ばら 八 田 原	あし だ がわすいけいあし だ がわ 芦田川水系芦田川	国土交通省	広 島 県	府中市, 世羅町	261	55	51	S 52.3.23	S 57.3.10	S 57.3.27
73	ふく 福	ぬま た がわすいけいぬま た がわ 沼田川水系沼田川	広 島 県	広 島 県	東広島市	90	32	36	H 5.12.27	H 9.2.27	H 9.3.31
74	に 仁 賀	か も がわすいけい か も がわ 賀茂川水系賀茂川	広 島 県	広 島 県	竹原市	24	24	11	H 5.1.22	H 6.2.1	H 6.3.24
75	や 弥 栄	お ぜ がわすいけいお ぜ がわ 小瀬川水系小瀬川	国土交通省	広 島 県 山 口 県	大竹市(広島県), 岩国市(山口県)	383	104	51	S 49.7.20	S 50.6.21	S 50.11.13
76	ひら 平 瀬	にしきがわすいけいにしきがわ 錦川水系錦川	山 口 県	山 口 県	周南市, 岩国市	133	37	12	H元 . 1.19	H 7.3.3	H 7.3.28
77	いき 生 見 川	にしきがわすいけいにしきがわ 錦川水系生見川	山 口 県	山 口 県	岩国市	95	51	6	S 49.7.20	S 50.6.21	S 50.11.13
78	なか やま がわ 中 山 川	しま だ がわすいけいなかやまかわ 島田川水系中山川	山 口 県	山 口 県	岩国市	57	34	24	S 55.4.11	S 60.3.1	S 60.3.27
79	すえ たけ がわ 末 武 川	すえたけがわすいけいすえたけがわ 末武川水系末武川	山 口 県	山 口 県	下松市, 周南市	82	42	20	S 52.3.23	S 53.2.8	S 53.3.25
80	しん 湯 新 湯 の 原	き や がわすいけい き や がわ 木屋川水系木屋川	山 口 県	山 口 県	下関市	87	3	36	S 54.4.17	S 55.3.1	S 55.3.25
81	とみ 富 郷	よし の がわすいけいどうざんかわ 吉野川水系銅山川	水資源機構	愛 媛 県	四国中央市, 新居浜市	150	62	18	S 59.3.27	S 62.9.17	S 63.3.11
82	かば 梶 川	こうとうがわすいけいかばかわ 香東川水系梶川	香 川 県	香 川 県	高松市	38	20	5	H 13.3.9	H 17.2.10	H 17.3.17
83	の 野 村	ひじかわすいけいひじかわ 肱川水系肱川	国土交通省	愛 媛 県	西予市	75	36	16	S 49.7.20	S 51.11.13	S 51.12.21
84	やま と 鳥 坂	ひじかわすいけいかわ べ がわ 肱川水系河辺川	国土交通省	愛 媛 県	大洲市	115	35	8	H 5.12.27	—	—
85	ご か 五 ケ 山	な がわすいけい な がわ 那珂川水系那珂川	福 岡 県	福 岡 県	那珂川町(福岡県), 吉野ヶ里町(佐賀県)	140	45	24	H 15.5.28	H 16.5.18	H 16.6.14
86	い ら 良 原	はらいがわすいけいはらいがわ 祓川水系祓川	福 岡 県	福 岡 県	みやこ町	141	86	49	H 8.3.21	H 17.2.10	H 17.3.17
87	や 耶 馬 溪	やまくにかわすいけいやま い かわ 山国川水系山移川	国土交通省	大 分 県	中津市	110	71	34	S 49.7.20	S 52.8.10	S 52.9.27
88	こいしら がわ 小石原川	ちく こ がわすいけいこいしら がわ 筑後川水系小石原川	水資源機構	福 岡 県	朝倉市, 東峰村	120	36	19	H 18.5.26	—	—
89	おお 大 山	ちく こ がわすいけいあかいしがわ 筑後川水系赤石川	水資源機構	大 分 県	日田市	72	21	11	H 3.2.5	H 11.2.22	H 11.3.24
*90	か せ がわ 嘉 瀬 川	か せ がわすいけい か せ がわ 嘉瀬川水系嘉瀬川	国土交通省	佐 賀 県	佐賀市	310	160	106	H 4.1.24	H 5.2.19	H 5.3.31 H 16.6.14 一部変更
91	いし 石 木	かわたなかわすいけいいし き かわ 川棚川水系石木川	長 崎 県	長 崎 県	川棚町	56	50	20	S 57.12.28	—	—
*92	りゅう 竜 門	きくち がわすいけいさこ ま かわ 菊池川水系迫間川	国土交通省	熊 本 県	菊池市	128	87	36	S 49.7.20	S 57.3.10	S 57.3.27
*93	かわ べ がわ 川 辺 川	く ま がわすいけいかわ べ がわ 球磨川水系川辺川	国土交通省	熊 本 県	五木村, 相良村	303	403	66	S 49.7.20	S 61.10.23	S 61.12.23
94	おお いた がわ 大 分 川	おおいたがわすいけいおな せ がわ 大分川水系七瀬川	国土交通省	大 分 県	大分市	110	35	34	H元 . 1.19	H 12.3.3	H 12.3.31
*95	かすみ がわ 霞 ケ 浦	とね がわすいけい 利根川水系	水資源機構	茨 城 県 千 葉 県	(流域市町村) 土浦市ほか22市町村	—	—	—	S 49.7.20	S 50.6.21	S 51.3.23 S 59.12.26 全部変更

(注) *法第9条指定ダム等

参考 9－3－1 水源地域対策基金の概要

①水資源開発水系及び複数県域における水源地域対策基金

事項 基金	事業内容	設立 年月日	設立団体	基本財産	基本基金
(財)利根川・荒川水源地域対策基金	1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得等の生活再建対策に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興等に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託 4. 関係地方公共団体等が講ずる、基金が既に援助を行っているダム等の建設が中止となった地域に最小限必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 5. その他基金の目的を達成するために必要な事業	昭和51年12月22日	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県	1,020千円 (1都5県が均等負担)	1,000,064千円 (51～53年度の3カ年で造成、平成5～9年度に500百万円追加造成、国はその1/2を補助、残は1都5県が均等負担)
域川(財)金 対水木策源曾基地三	1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得等の生活再建対策に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助	9 昭和 月 和 27 52 日 年	岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	1,150千円 (3県及び関係市等)	300,000千円 (52、53年度で造成し、国はその1/2を補助、残は3県1市が均等負担)
(財)淀川水源地域対策基金	2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興等に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託	昭和55年3月21日	三重県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	1,008千円 (2府4県3市が均等負担)	500,020千円 (54～56年度の3カ年で造成し、国はその1/2を補助、残は2府4県3市が均等負担)
域(財)域筑対後策川基金源	4. その他基金の目的を達成するために必要な事業	5 昭和 日 和 57 年 7 月	福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 北九州市 福岡市	1,020千円 (4県2市が均等負担)	500,007千円 (57～59年度の3カ年で造成し、国はその1/2を補助、残は福岡県1.8/6、佐賀県1/6、熊本県0.4/6、大分県0.8/6、北九州市1/6、福岡市1/6の割合で負担)
水(財)策源吉基金域野対川		月 昭和 13 和 日 61 年 3	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	1,000千円 (4県が均等負担)	300,000千円 (60～62年度の3カ年で造成し、国はその1/2を補助、残は徳島県1/6、香川県3/6、愛媛県1/6、高知県1/6の割合で負担)
域川(財)金 対水策源紀基地の		11 昭和 月 和 21 63 日 年	大阪府 奈良県 和歌山県	1,002千円 (1府2県が均等負担)	250,004千円 (63年度、元年度に造成、国庫補助は63年度に50百万円、残は1府2県が均等負担)
(財)豊川水源基金	1. 関係地方公共団体等が講ずる水源林対策及び水源林地域の一般振興対策に対する助成 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成 3. 関係地方公共団体等が講ずる水源地域の整備及び振興に対する助成 4. 水源林の取得事業 5. 水源林地域対策及び水源地域対策の実施に必要な調査研究事業 6. その他基金の目的を達成するために必要な事業	昭和56年12月7日 昭和57年12月7日 国県変認可認可	愛知県 豊橋市 知多市 外町村	511,950千円 (愛知県及び関係市町村等)	300,000千円 (55年度に75百万円造成、国庫補助1/3、平成3年度及び4年度に200百万円追加造成、平成5年追加造成、追加造成部分については国庫補助1/2、残は関係地方公共団体負担)

事項 基金	事業内容	設立 年月日	設立団体	基本財産	基本基金
(財) 矢作川 水源基金	1. 関係市町村が講ずる 水源林対策及び水源林 地域の一般振興対策に 対する助成 2. 関係市町村が講ずる 水没関係住民の生活再 建対策に対する助成 3. 関係市町村が講ずる 水源地域の整備及び振 興に対する助成 4. 水源林の取得事業 5. 水源林地域対策及び 水源地域対策の実施に 必要な調査研究事業 6. その他基金の目的を 達成するために必要な 事業	昭和56年1月27日 昭 和 5 3 年 1 2 月 7 1 0 日 国 県 変 認 更 認 登 記 可	愛知県 岡崎市外 12市町村	513,416千円 (愛知県及び関係 市町村等)	75,000千円 (55年度に造成、国庫補助は1/3、残 は関係地方公共団体負担)

(財) 豊川水源基金は、昭和56年1月に指定水系以外で国の認可を得ているが、当基金の活動範囲とする豊川水系は平成2年2月に指定水系として指定された。

②単一県域における水源基金等の設立事例

区分	名 称	事業内容	設立年月日	所在都道府 県 名	設立団体・ 基本財産等
財団法人	相模川ダム周辺地域振興協力基金	1. ダム周辺地域の環境保全、整備等地域振興に資するため当該地域の地方公共団体等が行う事業に対する助成	S 53.8.3	神奈川県	神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市 基本財産 500百万円
財団法人	三保ダム周辺地域振興協力基金	2. ダム周辺地域の住民の生活基盤向上のために当該地方公共団体が行う事業に対する助成	S 54.3.14	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団、民間1社 基本財産 300百万円
財団法人	宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	1. 貯水池周辺地域の環境保全及び整備に関する企画立案及び合意形成の促進 2. 貯水池周辺地域の環境保全及び整備並びに活性化に関する調査研究 3. 貯水池周辺地域におけるスポーツ・レクリエーション施設等の拠点施設の整備・管理 4. 国又は地方公共団体により貯水池周辺地域に整備される公共施設等の管理受託 5. 貯水池周辺地域に係る情報収集、提供並びに貯水池周辺地域の活性化を図るための行事、催事等の企画・実施及び育成 6. 宮ヶ瀬ダム貯水池における遊覧船の運営 7. その他目的を達成するために必要な事業	H 4.10.1	神奈川県	神奈川県4市町村 神奈川県内広域水道企業団 民間7社、その他5団体 基本財産 1,520百万円
財団法人	足羽川水源地域対策基金	1. 足羽川ダムの建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に関する調査研究 2. 関係地方公共団体が講ずる水没関係住民の生活安定並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に必要措置に対する資金の貸付け、交付等の援助	H 8.3.19	福井県	福井県、福井市、春江町、坂井町、三国町 基本財産 100百万円
財団法人	小里川ダム対策基金	1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の代替不動産の取得に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助	S 59.10.19	岐阜県	岐阜県、愛知県 基本財産 60百万円
財団法人	丹生川ダム対策基金	3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託 4. 小里川ダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡。 5. その他本気金の目標を達成するために必要な事業	H 2.3.20	岐阜県	丹生川村、古川町、国府町 基本財産 30百万円
財団法人	吉井川水源地域対策基金	1. 水没関係住民の代替不動産の取得及び生活安定に必要な措置に対する援助 2. 水没関係地域の振興に必要な措置に対する援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託	S 54.4.28	岡山県	岡山県、岡山市外22市町 基本財産 106百万円

区分	名 称	事 業 内 容	設立年月日	所在都道府 県 名	設立団体・基本財産等
財団法人	福岡県水源の森基金	上下流域相互理解の促進や水源地域における諸環境及び諸機能の保全・増進に関する調査研究、普及啓発等の事業を行うとともに、水源かん養機能の高い人工林を水源の森として指定しその維持管理に要する経費の助成や林業労働者の支援等を行う。	S 54.10.1 (H 7.3.8 (財) 福岡県水源 地域振興基 金設立、H 16.4.1 (財) 福岡県水源 の森基金へ 統合)	福岡県	福岡県、福岡市、北九州市、県内8水道企業団ほか 基本財産 1,443百万円 (うち、水源地域振興事業特別会計として運営 203百万円)
財団法人	白川水源地域対策基金	立野ダム建設に伴い必要となる水没地域の住民の生活再建及び水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の交付等を行う。	H 5.3.8	熊本県	熊本県、熊本市、大津町、菊陽町 基本財産 30百万円
財団法人	石木ダム地域振興対策基金	1. 水没地域及びダム周辺地域の住民の生活再建のために必要な調査、相談及び助成 2. ダム周辺地域の振興のための調査及び助成 3. ダム周辺地域の環境保全のための調査、研究及び助成 4. その他、財団の目的を達成するために必要な事業	H 7.11.8	長崎県	長崎県、佐世保市、川棚町 基本財産 1,060百万円
財団法人	嘉瀬川ダム対策基金	1. 嘉瀬川ダムの建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に関する調査研究 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の生活安定並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助	S 59.4.1	佐賀県	佐賀県、2市15町、2団体 基本財産 19百万円
財団法人	沖縄県水源基金	1. 水源林造成対策及び水源林地域の一般振興対策に対する助成 2. 水源地域対策事業 3. 水源地域振興事業 4. 水源地域活性化等事業	S 54.3.29	沖縄県	沖縄県、南部水道企業団、沖縄市外29市町村 基本財産 100百万円
水道局内部規定	新規水源開発基金	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金が行う事業及び水源地域対策特別措置法に基づく事業に係る経費のうち、東京都水道事業負担分について措置する。	S 54.3.31 要綱適用日	東京都	(東京都水道局の内部規定による水道事業会計における資金の積み立て) 積立金 26,747百万円
条例	沙流川ダム地域振興基金	1. 水源地域等における生活環境及び産業基盤等の整備に関する事業 2. 水没関係住民の生活安定に関する事業 3. その他、地域の均衡ある発展のため必要と認めた事業	S 60.3.20 条例制定日		(平取町条例に基づく苫小牧東部大規模工業基地に係わる関係機関から拠出を受けた資金の積み立て) 積立金 1.955百万円
条例	沙流川ダム水源地域整備事業基金	1. 水源地域等における観光開発事業 2. 民族文化伝承保存事業 3. 産業基盤整備に関する事業 4. 水没関係住民の生活安定に関する事業 5. その他、地域の均衡ある発展のため必要と認めた事業	H 1.3.13 条例制定日	北海道	(平取町条例に基づく平取町振興公社からの寄付金による資金積み立て) 積立金 5百万円
条例	埼玉県水源地域対策基金	水道の用に供する水資源の開発又は利用のための施設の建設に伴う次の事業を行う。 1. 水没関係住民の生活再建 2. 水源地域市町村の地域振興	S 55.10.17 条例制定日	埼玉県	(埼玉県条例に基づく県及び県から水道用水の供給を受ける市町村等による資金の積み立て) 積立金 9,300百万円
条例	大分県水源地域振興基金	水源地域の市町村等が水源地域の振興に関する事業を実施する。	H 6.4.1	大分県	(大分県条例に基づく県の積み立て) 積立金 37百万円

参考 9－6－1 「水源地域におけるNPOとの連携に関する検討委員会」報告書の概要（平成14年 7 月）

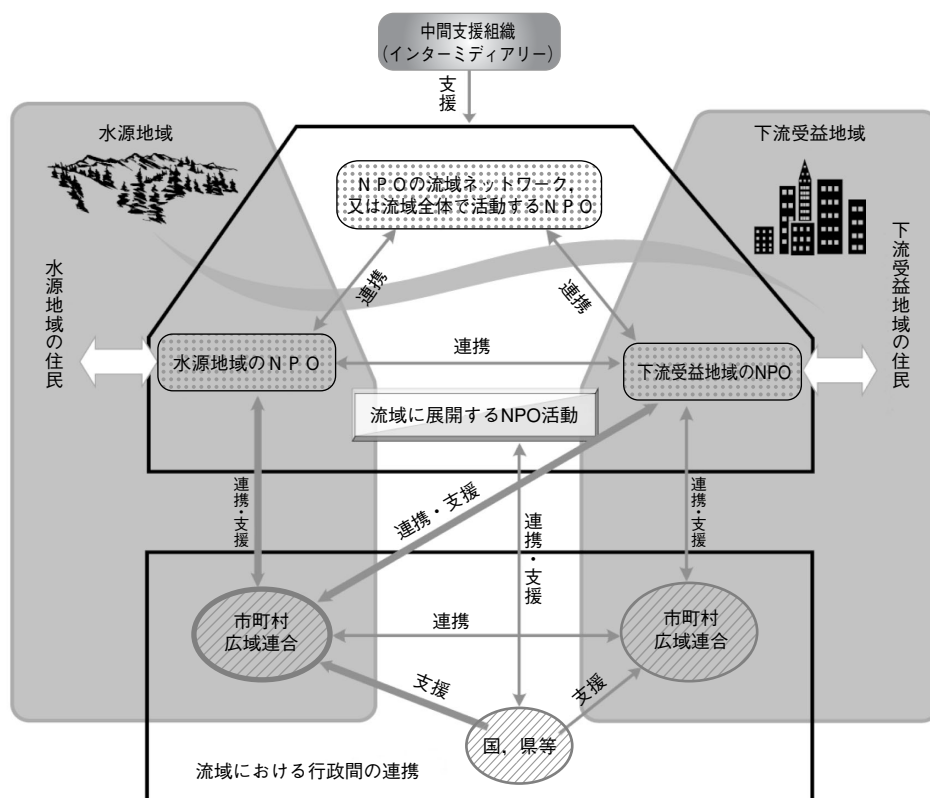
水源地域の自立・新生を図るには、人材育成、環境保全、産業振興など様々な課題がある。一方、NPOのミッション（活動趣旨）には、水環境や森林等自然環境など直接的な保全から、意識啓発・変革を通じた流域社会や持続可能な社会の創造まで、幅広いテーマがある。実際に水源地域に関わるNPOは、水源地域住民に対する地域づくりへの住民参加の促進や環境保全意識の形成を通じた人材育成、水環境や森林等自然環境の保全活動、さらには流域社会や持続可能な社会の創造を目指した活動を通じた関わりなど、行政や企業だけでは対応しにくい活動を進めている。

水源地域の課題解決にあたって、行政が持つ公平性や企業が持つ効率性に加え、NPOが持つ自発性や互助性などが、相互に特性を活かしあいパートナーシップを形成することが、多様化・複雑化する社会ニーズによりよく対応できると考えられる。

水源地域における行政とNPOの連携を推進する上では、水源地域が置かれている現状認識を深め、行政とNPOが互いに活動の目的や役割分担を理解し、関わりを創出するための場づくりを進め、活動における運営力を共に築き上げていくことが重要である。

こうした課題の解決にあたっては、連携のきっかけを誘発する取り組み、先進的な取り組みの情報発信、行政間の連携やNPOへの支援施策の活用等によるNPOが活動するための環境整備が必要である。さらに、行動した結果に対するふりかえりを通じて活動の意義を確認し、より良い活動に繋げていくことが求められている。また、NPOが水源地域の生産活動と下流受益地域の消費活動をつなげたり、その意味を啓発する活動を行うことにより、新たに流域内の関係が生じている例もあり、このようなNPOが生み出す新たな流域関係を活用していくことも重要である。

（水源地域活性化に向けた各主体の連携の構造的イメージ）



- ☐ 水源地域の自立・新生に向けた取り組み
- ☐ 上下流交流・流域連携の取り組み

水源地域で展開されているNPO活動事例

- 水環境の保全創造活動
- 森林環境の保全活動
- 林業支援、木材利用活動
- 水源地域の地域づくり活動
- 啓発・環境学習活動
- 人材（リーダー）育成
- 調査活動、情報の受発信活動
- 交流連携・ネットワーク活動、コーディネート活動

相互に特性を活かし合う
パートナーシップの形

NPOが水源地域に関わる経緯

- ① 下流域での活動の上流域への拡大（既存活動の拡大）
- ② 水資源・水源林への関心と行動の必要性から
- ③ 水源地域での意識啓発の必要性から（水循環の元である水源地域での環境教育など）
- ④ 行政だけでは対応しきれない公益サービスへの対応の必要性から

水源地域対策における行政とNPOの連携

連携していく上での課題

- ①活動目的と役割分担の共有
- ②関わりを創出するための場づくり
- ③共に築き上げる運営力

課題解決にあたっての考え方

- ①気づきのための「きっかけづくり」
 - ・きっかけを誘発する取り組み
- ②考えるための「情報提供」
 - ・先進的取り組みの情報発信
- ③行動するための「環境整備」
- ④結果に対する「ふりかえり」
- ⑤NPOが生み出す「新たな流域関係」の活用
 - ・上下流域間の経済的なつながりの発生

行政に求められる姿勢

- ①行政職員の意識改革
 - ・NPOの存在意義の理解
- ②NPOとの連携・支援の姿勢の形成
 - ・長期的視野からの連携・支援
 - ・活動始動期における育成支援
- ③事業連携・事業支援の促進
 - ・NPOを活かす行政の仕組みづくり（委託・共同事業、評価手法等）
- ④流域における行政間の連携
 - ・市町村、都道府県、ダム管理者、森林管理署等の連携や調整

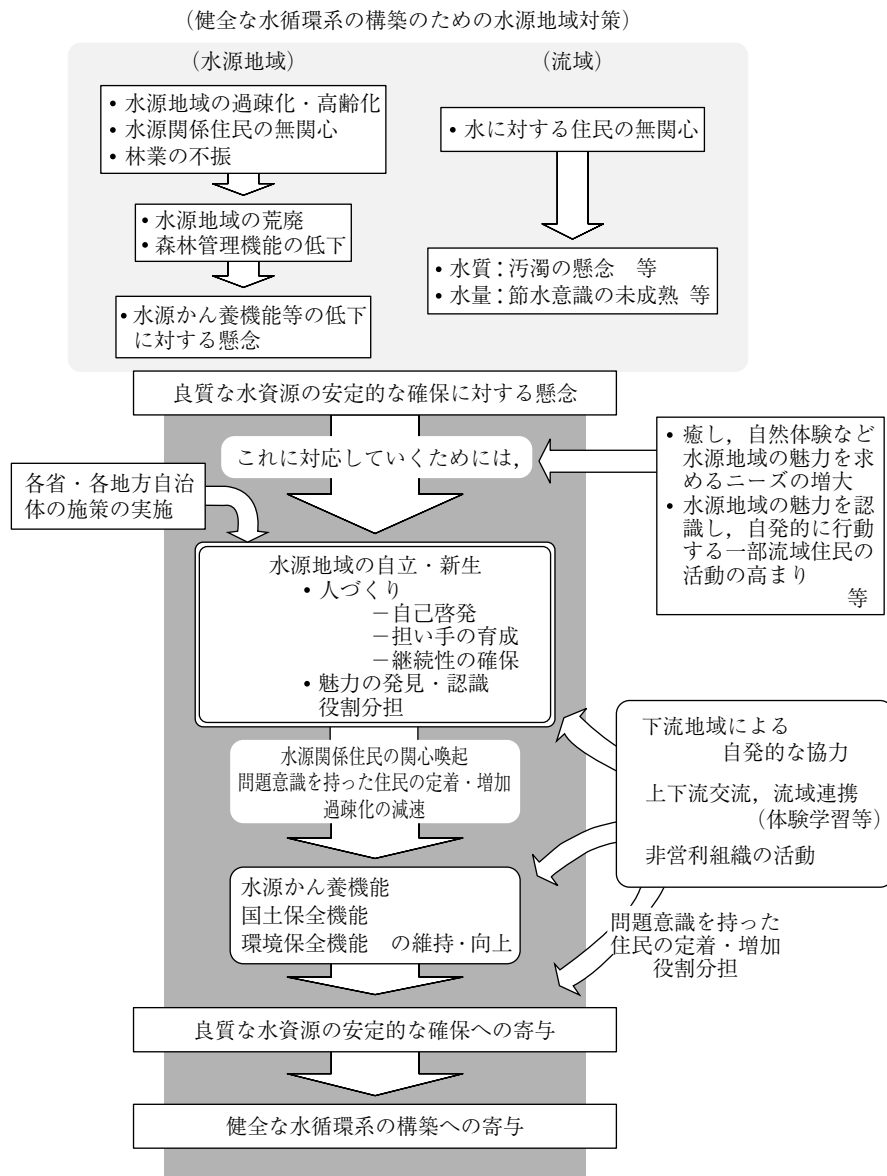
連携の推進に向けた取り組み

- ①NPO活動のきっかけづくり
- ②NPOとの連携の先進事例の収集及び研究
- ③流域活動情報の共有化
- ④流域関係行政同士の連携
- ⑤NPO支援施策の活用
- ⑥水源地域対策基金との連携

参考 9－6－2 「水源地域対策のあり方に関する検討委員会」報告書の概要（平成12年 4 月）

「新世紀に向けて－水源地域の自立・新生と流域一体となった取り組みを目指して－」

今後、持続的発展が可能な社会を構築していくためには、地球資源を有限であると認識した上で、資源・エネルギーを循環的・効率的に使うことが求められている。水資源に関しても、様々なバランスを保ちつつ人間の諸活動と水循環系との調和を図ることにより健全な水循環系を確立し、持続的発展が可能な水利用社会を構築する必要がある、流域の様々な方面において、多面的取り組みが必要である。このため、これからは、ダム等の完成後の管理段階における既存施設等の有効活用も含めた健全な水循環系の構築の視点へも視野を広げて、水源地域対策を推進していく必要があると考えられる。



(「従来から実施している水源地域対策」と「新たに追加する水源地域対策」の特徴)

	従来から実施している水源地域対策	+	新たに追加する水源地域対策
対策のねらい：	水特法によるダム等の建設促進のための対策	+	健全な水循環系の構築との観点からの対策
対策の主体：	行政が主体となった対策	+	誰もが主体となり得て、 個々人の行動を中心とする対策
対策の性格：	一時的な対策	+	恒久的な課題への取り組み
対策の重点：	ハード事業主体	+	ソフト事業主体
上流と下流の関係：	上流側が下流受益者の協力を得つつ実施する対策	+	上流側と下流側が対等の立場で流域一体となって実施する対策